

平成 16 年度 第 1 回 IT ワーキンググループ 議事概要

1. 日時：平成 16 年 9 月 30 日（木）13：00～15：00

2. 場所：永田町合同庁舎 1 階 第 1 会議室

3. 出席者：

【委員】鈴木良男主査

【総務省】電波政策課 稲田課長、炭田企画官、事業政策課 吉田課長

【国土交通省】道路局 路政課 日原課長

【内閣官房 IT 担当室】阪本参事官

4. 議事次第

総務省： 周波数再配分・割当制度の整備について
電波利用料制度の抜本的見直しについて
競争状況の評価の実施について

国土交通省： IRU 方式による芯線貸しに関する道路占用目的変更規制の緩和について
線路敷設の円滑化について
高速道路の高架橋空間の利用について

内閣官房：e-Japan 重点計画-2004 について

5. 議事概要

周波数再配分・割当制度の整備と電波利用料制度の抜本的見直しについて総務省より説明

鈴木主査) 周波数再配分・割当制度の整備については、今のご説明を受け賜ると、基本的には、総合規制改革の最終答申に書かれている問題を、ほぼ忠実にやっておられるという感じがしております。質問ですが、2 頁目の、4.9 ないし 5.0GHz 帯の使用期限を従来 2 年前倒しにしたというのは、携帯電話の方に貸すためですか。

総務省) これは携帯電話ではなくて、無線 LAN の方に貸すためでございます。

鈴木主査) 4.9 ないし 5.0GHz 帯はどこが持っているのですか。

総務省) 電気通信業務用に使っております、マイクロ無線中継用固定局用でございます。

鈴木主査) 登録にされたということは、従来は、周波数を与えるときには何でも免許、あるいは許可という考え方であったのに対して、どうぞご自由にといい、しかも内容は、事後チェック型の登録ですから、それ自体は非常によろしいことだと思います。最近、色々なところで登録という言葉にぶつかると、これは、事前チェック型の話ですけれども、登録イコール免許と捕らえているような向きに感じます。今さら言っても遅い話ですけれども、これは届け出と言ってもほとんど問題ないのではないのでしょうか。いわゆる行政法学者に言わせると、基本的

に、許可や免許は、本来禁止されていることに対して特別の場合に行う解除であると定義づけているようだけれども、届け出とは、本来禁止されていないことを、ちょっと私がやりますよ、ということで済むとするのが行政法学的な解釈ではないかと思います。登録ということになると、それは一体どこの領域に入るのでしょうか。本来禁止されているものの登録なのか、制度の仕組みで事後チェックするだけの登録だと言うなら、届け出と同じではないのか、という議論になってきて、(今回の場合は)届け出という言葉を使っておいた方が、もっともっとスマートではなかったのかと、今になって、そういう感じがするのだけれども、この点についてどう思われますか。

総務省) まず、免許不要か免許登録かということの一番の違いは、その無線局に対して、行政として保護を与えるかどうかということがポイントだということでございます。次に、免許か登録かで何が違うのかということですが、免許については、事前に審査を行う事前チェック型である、登録については事後チェック型である、という違いがございます。その中で、登録と届け出はどう違うのかということについては、行政法学的な整理としましては、今回の登録制度というのは極めて届け出の性格に近い性格を持っている。ただし、行政法としての違いは、届け出については、免許の有効期間という概念が従来全くなかった。登録というものについては、その有効期間の概念が馴染むというものでございまして、将来の再配分をする必要性という観点から、今回、登録という規制緩和をした場合においても、この有効期間を設ける必要があると、その時に日本の行政法においてどういう言葉を使っているかという、ターミノロジーの観点から言うと、登録になるという整理でございます。

鈴木主査) そうすると、個別の登録を受ける時に貴方に対しては、必要ならば登録を抹消しますよ、それはあらかじめご承知おき下さいね、というだけではなくて、何年間という期間を付けて登録を認めるわけですか。

総務省) はい、そのとおりでございます。免許の有効期間と同じ5年間というもので整理をしております。

鈴木主査) 電波利用料ですが、従来の管理費だけのものから、研究開発というものに対して、一定の原資を割くとなっていて、それ自体は、別に反対するものではありませんけれども、心配になるのは、そのような会計ができると、それがかなり膨らんで行きはしないかという問題と、本当に必要なものかどうかという問題が、必ず起こってくると思います。これに対する担保措置とはどのようになさっておられるのでしょうか。

総務省) 本当に必要かどうかということについては、私どもは、まず、選定をする上で、周波数の再編方針でありますとか、電波の利用状況調査と、その結果に基づく評価ですとか、一定のプロセスを経て、透明かつ客観的な手続きで定められた、そういう計画を遂行するために、まず必要なものに限るとことが一つ目でございます。

鈴木主査) それはどこで判断しようとしているわけですか。それは今の内容において。

総務省) それは報告書の中にも書いております。

鈴木主査) それが必要、客観的なものであると誰が判断するのですか。

総務省) もちろん、客観的な必要性というものは、総務大臣がその責任において判断すべきものと考えておりますけれども、その判断における過程。そこにおいて、必要性なりをパブリックコメントし、その結果を踏まえて策定をされた、周波数再編方針でありますとか、利用状況の評価でありますとか、それを遂行するために必要な研究開発にまず運営上限というものでございますし、さらには、研究開発の成果等について評価等を充実させる。これについても、報告書の中で要請がなされているところでございます。こういった形で、必要性について、説明責任を果たすと同時に、その歯止めでございますが、もちろんこれは、予算という形ですから、最終的に国会での歯止めというものもあるわけでございますけれども、他方で原資としての歳入のところでの歯止めを考えてございまして、具体的には、それぞれの免許人に、徴収をさせていただく料率については、基本的に法律ですべて書くと。歳出面からではなくて、歳入面から無線局の免許人等の電波利用料額については、基本的に法律で法定をするという話でございます。

鈴木主査) それは、例えば、携帯電話は一個いくらだと書くのでしょうか。

総務省) はい、そうです。今回、使用料的な概念を導入するにあたりまして、非常に複雑多岐にわたる場合には、他の料金制度の横並びを見ながら徴収総額を法律に書いた上で、政令で、若干、分配法則を書く可能性はございますけれども、基本的には法律で書くという、歳入面からの歯止めをするということで、その歯止めを考えているところでございます。

鈴木主査) それから5頁目ですが、従来型の電波監視のところ均等配分と書いてありますが、均等の意味は何でしょうか。

総務省) その前に、原則均等配分と書かせていただいておりますが、これまでの電波利用共益費用の中での無線局データベースに関する費用の半分ぐらい、と言いますか一部でございますが、これは無線局データベースに入れ込んでいる無線局のデータ量毎の按分比例をしている部分もございまして、均等配分ではない部分があるのですが、それ以外のほとんど9割を超える料額については、原則無線局数で均等配分になっています。

鈴木主査) それは、数によって割るということですね。

総務省) 均等配分の意味でございますが、無線局・放送局のように、非常に大電力を使い、かつ、大きな周波数帯域を使っている無線局と、携帯電話のように、非常に小さなパワーで、帯域幅の小さいもの、こういったものについても等しく、同じ料額を負担していただくという観点から、計算をしてくれている。すなわち、必要な共益費用を放送局・携帯電話等を含めたトータル9000万局という形で割り込んで約540円というものを出してございます。そういう計算方法をしていることを簡単に均等負担と表現しているところでございます。

鈴木主査) 従来はそれであったかもしれないが、テレビは発信をしないから、局ではないということですが、電波が飛び出してくる東京タワーは、巨大な周波数帯の独占者であるというのは、フェアかフェアじゃないのか。それから、(巨大な放送局と比べて) 小さな(電波を使う) 携帯電話を一日に一回使うような場合を比べると、540円の部分が同じであるのはフェアでないのではないかと。空中支配力の度合いによって、こちら側が発信しないからテレビは1局だ

という計算はおかしいのではないのかと。空中支配力の度合いによってそれを負担すべきではないのかと。こういうのは当たり前の議論だと思うがどうしてその議論を取り入れなかったのですか。

総務省) 今、主査がおっしゃられた考え方の適否が、2年前に電波有効利用政策研究会で電波利用料制度を研究し始めた基点でございまして、もともと、電波利用料を入れましたときの、共益費用の負担の割合として受益というものの捕らえ方でございますが、受益というものについて、大きい無線局にしる、小さい無線局にしる、安定的に電波を適正に利用できるという観点では、大きかろうと小さかろうと同じではないかと、そういう割り切りをして、今の均等負担となっているのですが、それに対しまして、実際、マンションでもフロア面積が違えば、それだけ手間ひま・管理費用が違うのだから、それと同じような概念を、電波利用料制度にも導入すべきではないかという意見が当然のごとく起こったのもそのとおりでございます。そのどちらの考え方と申しますか、今のベースとしましては、均等負担というベースの中に、今、主査がおっしゃられた考え方を取り入れるべき、もしくは全面的に取り入れるべき、という議論をするために研究会で進めてきたわけございまして、その結論として、双方の主張に理屈があるということと、現在、共益費用という形の均等負担をとっているものである以上、一定程度その料額の安定性に配慮すべきであろうという双方の考え方に配慮して、今回、従来どおり均等配分にすべき分野と、空中支配力という観点での按分をすべきだという考え方の双方取り入れたというものでございます。

鈴木主査) 基本的には、双方(の考え方)を取り入れてはいないのではないですか。それでは今までのテレビ局はいくらで、この新しいシステムでのテレビ局はいくらになるのですか。

総務省) 今、1局のテレビは大まかに言いますと、1局2万4000円前後が年間の電波利用料額になってございます。テレビとラジオを含めたトータルで言いますと、従来型の電波利用料額は年間約5億円前後ということでございます。それについて、大きな考え方として一部経済的価値の概念、空中支配力の概念を入れることによって、概念的には引き上げる部分があるはずでございますが、その料額については、今後、この報告書でなされました基本的な考え方に基づきまして、透明な手続に従い料額を算定していくということでございます。

鈴木主査) まだ決まっていないということですか。

総務省) はい。決まっていないということでございます。

鈴木主査) それはかなり顕著に変わるのですか。それとも2万4000円に毛がはえた程度にしか変わらないという話ですか。これから決めるということですか。

総務省) 公共性を勘案しながらこれから決めるということでございます。

鈴木主査) それから、7頁で国庫循環という言葉使っておられますが、5GHz帯の気象レーダー等は免除だと、これも国庫循環だからと言いたいのでしょうかけれども、どういう意味で国庫循環ということですか。

総務省) これは、現状の考え方の説明をさせていただいたものがございます。行政法学的に言いますと、徴収者も支払者の国という同一の法人であるということから、同じ財布から出て同じ財布に入る、これを国庫循環と整理をしているところがございます。

鈴木主査) 同じ財布から出て同じ財布に入ると言っても、A という財布から出て、B という財布に入ったときに、それが同じ財布と言えるのでしょうか。後ろに控えている法人は国一本だからというもので、言えるのでしょうか。国・地方公共団体も負担せよというのは、効率的な使い方を行っているかどうかということ測定する尺度、あるいはそれを促進するための尺度としてこの概念を取り入れようとしているわけですね。閣議決定にもそう書いてあるわけですから。だから、この場合、公知性を図るためにはいろいろな方法があるわけございまして。使用料をとることによって自省を促すというようなものもその一つであるということ、それはそうであるとしても、そういうことを目指している問題なのだから、一つの財布から出て一つの財布とおっしゃるけれども、その財布の中に小分けがあって、国という大きな全体の財布の中の A という財布から出て B という財布に入るということ国庫循環というのでしょうか。それが特別会計とかを経由するものだとしたら、現実の問題として、それを一つの財布と言うのでしょうか。

総務省) 研究会でも有力な委員の方から同様な意見が出まして、現状ではどうなっているかという、ここは国庫循環という整理になっておりますし、さらに、日本の行政法規におきましても使用料等の概念は、国から徴収しているものはない。ほとんど調べてみましたけれども、全く例外がないかは、すべて 100%調べきれたわけではございませんが、国庫循環の観点からアプライオリに使用料等は徴収していないという実態が現実的にはございます。ただ、研究会でも、主査がおっしゃられましたようなご意見が、有力な委員の方から出まして、それを踏まえて報告書の整理としては、その考え方の流れの延長線上で、原則徴収であると整理した上で、ただし公共性の高さを踏まえて政策的に減免は有りうるという考え方の整理をしたところでございます。従いまして、現状は国庫循環、日本のほとんどの制度もそういうふうになっておりますし、有効利用という目的を考えれば、原則徴収という考え方が報告書で整理されたところであると承知しております。

鈴木主査) そうすると、現在免除されている国の 5GHz 帯の気象レーダーと 2.7 ギガ以外のものについては、なるほど公共性というものを少しは加味するけれども、これは必ずいただきますと理解して良いのですね。地方公共団体については、原則徴収で、今免除しているものは少し変えるかもしれないが、そういう形で処理すると理解して良いですね。

総務省) 今おっしゃられました、5 ギガの気象レーダーなり航空レーダーについては、国の無線局の例示という形で、表現させていただいただけですが、国であるから即、アプライオリに免除ということではなくて、原則徴収という観点から個々の無線システムを捉えまして判断をし、公共性の高さ等を踏まえて、政策的に減免するかどうかを検討すると、そういう考え方で整理をするということございまして、具体的にどれがどうとまで整理をしているものではございません。

鈴木主査) わかりました。ではこれ以外のもので徴収されるものは出るのですね、ということ聞いているわけです。

総務省) 考え方の整理としては、原則徴収、ただし、政策的減免はありうる。それを直ちに制度化するというのではなくて、まずもって説明責任の充実化でありますとか、再配分への協力を求めることを優先的に実施する。その上で、成果が十分に得られないとなった場合には、そういった制度化を速やかに図っていくという整理でございます。

鈴木主査) それは後のフォローの問題ですね。原則徴収とお書きになって、答申では、「効率的な利用を促すため、利用料制度を導入することについて検討する」と書いてありますから、導入する、即そのものでございまして、今回のものもそれをなぞった形のものになると思います。それを書いたところで、原則徴収であるわけですがけれども、いろいろ考えて見ますと、公共性だとか政策的減免はありうると、結局、徴収したものは何もありませんでしたと。こういう事態にはならないでしょうねということ。これを聞いているわけです。

総務省) 恐縮でございますが、具体的な問題につきましてはこれから検討するということになりますけれども、あくまでも原則徴収ということであるということでございます。

鈴木主査) 原則徴収事実はなし、と言ったときには閣議決定違反にあいなるということをご承知でしょうね。だったら最初から素直に取りませんと言って、去年の閣議決定違反をした方がよろしいですよということです。

総務省) あくまでも閣議決定の中で、私どもが理解しているのは、導入することについて検討するということでございますから、導入するという考え方を基本として検討を進めてきているということでございます。

鈴木主査) あくまで私共は、去年、こういうことを書いたのは、検討しさえすればそれで済むという問題ではなくて、導入をすると。それにはどういうやり方でやるのかということで、基本は導入をすることであると。大昔の検討とはわけが違って、今、検討の読み方をそのようにされると、我々は大変迷惑をすることをお承知おき願いたいと思います。

総務省) ここに書き込まれている検討という言葉は十分に踏まえて、導入することを基本としてこれまで研究会で検討して参りました。

鈴木主査) 結構だ。原則徴収だと言った。しかしやってみると、徴収するものが一つもなかった。さらに、これから検討するとおっしゃっておられる。禅問答みたいな話はやめたいけれども、そういうことにならないでしょうね。ということはきちっとしておきたいが、検討した結果でないといけないということですか。

総務省) 一言申し添えたいのは、あくまでも効率的な利用を促すため導入について検討したということでございますが、必ず効率的な利用を促すということについては、ちゃんとした成果を出したいと考えてございます。

鈴木主査) 効率だけに逃げ込まれてもちょっと困る。効率は第一の目的であるけれども、同時に国であるがゆえに、すべてがただであって良いのかという問題も、もう一つ持っていると思います。その点も去年の答申は含んでいるはずである。ただ単純に効率的にやれということなので

れば効率的にやれと書いておけば良いのであって、効率的にやるために利用料制度を導入することについてと、特に導入することなどについてなどといった曖昧語は使っていませんから。導入すること即そのものを指している。その目的は効率化だということであるから、先程から言っているように、効率化するための手段の一つとして有力なものは、電波利用料の制度の適用だという判断に基づいて、御省と総合規制改革会議とが合意した上での表現でありますから。だから、いただくというのは、そのものとして独立として意味があると理解してもらわないと、去年の（答申の）読み方は間違っておられると言わざるを得ない。そういうことでございますから、これから検討なさるといふならば、検討の過程を、我々は注意深く眺めて、掲げたけれども羊頭狗肉、掲げたけれども答えはゼロということになる場合には、それはそれとして、我々の責務としての監視を続けさせていただくということを申しあげて、この問題はこのくらいにしておきます。

鈴木主査）6 頁の「公表等を優先的に実施する」と書いておられるが、優先実施とはやって下さいよとただ言うだけなのか、公表するのを誰がチェックして、現実にきちっとして、しかも十分にわかる内容であるかということを経営者がチェックする仕組みを考えているのですか。自助努力に頼るといふことですか。

総務省）一つには電波法改正して電波の利用状況の調査評価制度を作っております。これを進めていますのは総務大臣でございますから、現行での国、地方公共団体含めて、調査をし、評価をするところまでやっておりますが、公表については、国の安全の確保の観点から限定的に努めている。それはそれとして配慮していかなければいけないわけでございますが、有効利用努力というものをきちりと評価、公表の中でも示していくということが一点目でございますが、総務大臣として無線局免許人を管理しているという実態もあるわけでございますので、国等という立場ではございますが、免許人としての責務ということで、自ら自助努力をしていただくことについても、私どもとして指導してまいりたいということでございます。

鈴木主査）わかりました。その制度が不十分であれば、速やかに制度化ということは、簡単にいうとどのようなイメージで制度化すると考えたらよろしいのでしょうか。

総務省）原則徴収、例外は減免という考え方に従って、それを電波法上、利用料制度の改正を行っていくということでございます。

鈴木主査）公表等を優先して実施し、その成果が不十分であれば、速やかに制度化するということであるが、ここにおける「成果」はどこにつながるのですか。公表等を優先する等の実施の成果が不十分であれば、と私は読んだのですが。

総務省）これは実は正確には 8 頁目に書いてございますが、説明責任でありますとか、電波の再配分への積極的な協力というものについての成果が十分でない認められる場合において、電波利用料を課していないということが阻害要因だと認められる場合にはその場合、速やかに国等の電波利用料徴収の制度を図ると、その時の図る考え方が原則徴収ということでございます。

鈴木主査）要するに、前段の公表等を優先実施して制度化について公表けれども、その公表等が不十分であり、そういうこと原因として、原則徴収という成果が不十分であるというときには何らかの制度をつくと読んでいいわけですね。

総務省) 考え方としては原則徴収、例外はあるということで考え方を整理いたしました。これを直ちに電波法で制度化する前に、優先して公表等の努力をすると、その公表、再配分が十分でない、もしくは、成果は出ていないということになれば、先程申し上げた、原則徴収例外はあるということを経済改正して、電波利用料徴収の制度化を図るということでございます。

鈴木主査) 分かりました。これは、今回の答申の中身になる部分になるかと思っておりますので追ってご相談はいたします。

事務局) 主査一点よろしいですか。確認をさせていただきたいのですが、この資料でいきますと、電波利用の関係ですから、免許不要局のところでございますが、帯域専用型なのですが、今後の動向も見て年末までに判断したいと言うものがどっかにあったと思えますけれども、それと最後の頁の論点の整理の表を見ますと、仮に免許あるいは登録局と位置づけられた場合には、その場合の徴収の適否というところを見ますと、取るのだけれども減免あるかないかを議論しますと、これはある意味取られるのだらうなということはある程度はっきり方向性が見えているのですけれども、仮に免許不要局と位置づけられた場合には、徴収方法に課題であるとか、非徴収が適当ということで、議論が分かれておまして、そもそも、免許不要局に位置づけられるかどうかはわからない。仮に、免許不要局に位置づけられた場合でも取られるかどうかはわからないという状況であろうかと思えますが、こういう分野ですから、どんどん新しい技術の進展に伴って、いろんな使い方っていうのは出てくると思うのですけれども、それはその都度そういう形で判断していくという理解でよろしいのでしょうか。

総務省) その都度ということよりは、まず、最初に物事を決める時に、ある程度客観的な合理的な理由を示した上で、その判断をお示しする形になるかと思っておりますので、基本的にそこで作られた、合理的かつ客観的な基準というものに照らして判断をしていくと。したがって、その都度といえばその都度という言い方になるのですが、語感の問題ですが、その判断要素というもの示した上で決めていくということで、事後もそういうルールを作る以上は、適用していくということで整理したいと思っております。

鈴木主査) 時間を大幅に超過して申し訳ございませんでした。

競争状況の評価の実施について総務省より説明

鈴木主査) この新聞にあるように、携帯電話に関して、第3世代に対して新たに周波数を新規配分と言うけれども、これは誰に配分する考え方ですか。つまり、既存のドコモとかKDDI等に配分するのですか。それともそれ以外に配分するのですか。

総務省) 携帯の配分につきましては、電波部あるいは前段でお聞きされた方がよろしかったのかもしれませんが、私の承知している限りでは、これから決めるという話だろうと思えます。誰にということが決まっているということではありません。

鈴木主査)わかりました。電波政策局のどこですか。

総務省)電波部の移動通信課が担当しています。電波政策課も関係するかもしれませんが。

鈴木主査)お宅はそれに対して情報通信政策全体の競争の関係という観点からものは言えないのですか。

総務省)いいえ。ものは言うわけでごさいます、ですから、私どもの話でごさいます、例えば本年度、携帯電話という分野を取り上げるといことでごさいますので、例えばその携帯電話の分野が非常に競争的だといことであれば、そうないのかもしれませんが、例えば、結論が、より競争活発化するためには、やはり新規参入を認めていった方がよいといことになるのかもしれませんが、ただし、そういうことになれば、そういう観点から意見を言っていくといことにはあるわけごさいます。ただ、もちろんご承知のように電波を使うといことですから、枠という制約があるとい話でごさいます。

鈴木主査)この問題ですけれども、私も1995年に行政改革委員会以来、情報通信の問題をやってきたが、総合規制改革会議では、若干事情があつて2年ほどお休みしたのですけれども、それまでの間は、もっぱらNTTの経営形態をめぐつて、NTTが民営化の時に期待した、いわゆる競争がきちんとできて、業界の中を引っ張つて情報通信の世界を切り開いていく尖兵になる、そのためにはNTT全体が、あのような巨大のままでやっていると、競争関係は働かないとい認識から、NTT自体が、私の言葉でいふと、NTTの敵はNTTだと思つてやれといので、ずっと6,7年やってきたのですけれどもね。2年ほど休んでおると、世の中だいが変わつてしまつていとい感じが非常にしてあり、かつて黒電話しかなかった時代がIP電話だなんて出てきて、様変わりしていと思ふます。そうは言ふけれども、IP電話もラストの部分、つまりき線点RT(Remote Terminal)以降は、ほとんどNTTの電話網に依存せざるを得ない。いわゆるインフラ部門の競争といのは、これはほとんど起つてきていないとい状態ですね。そうすると心配なのは、一体それでもやっていくときに、どこかで問題を起こしはしないのかといこと。例えばNTTに対して今までの論理では接続を強制した。接続強制とい基本的なルールで問題を考えればよい話だから、接続強制はすべての通信事業者の基本ルールだといことになる。料金規制をしたときの論理は、NTTは電電公社時代にコストプラスフィーで作つた電線と電柱を利用しているのではないかとい点にあつた。これは、電力でも同じような話です。だから、それは国民共通の財産なのだから、勝手に値段をつけちゃいけませんよといことが根っこにあつたと思ふます。ところが、これから光ファイバ等のようなものになつていくと、ある意味では、NTT東西の経営責任の中でやっていく問題だといえなくもない。使っている電柱は誰の物だといえ、これは税金で作つた電柱だ。では、新しく電柱を建てたらどうするのか。それはそうだな。これは電力でも同じような問題が起つてくるのですが。そういう状況・環境変化を踏まえると、NTTに対して、税金で作つた設備なのだから、料金について勝手なことを言つては困りますとい理屈がいつまで通るのか。といことが危惧される。ADSLなり、情報提供者の中の競争は促進されて様変わりになつたことは認めるが、みんな足はNTTの電線を使っている。その電線といものが、それぞれの中における競争に対して、また、ボトルネックとなることがないのかとい問題。今のような接続強制と料金の約款化だけで、本当に対応できるのか。この点についてはどのように考へておいたらよいのでしょうか。

総務省) NTTの問題につきましては、NTTは日本の通信事業の業界の中で大きな存在であるので議論がなされてきたわけですが、NTTの形態は目的ではなく手段であるので、やはり、目的は競争が活発になって、料金が安くなる、あるいは色々なサービスが出てくるというわけですが、現状どう考えるかということになれば、競争評価ということをやっている、ブロードバンドあるいは電話のサービスという分野につきまして、総務省として現状では競争は十分機能して、現にブロードバンドサービスの世界では、逆に皆さんから本当にこれでやっていけるのかというご心配を頂くぐらい競争が進展してきているので、現状では機能しているのではないかと。NTTの問題については、十分な競争の進展が見られない場合には検討するという事になってきたと認識していますので、現状で競争関係は機能していると総務省としては考えている。もう一つ、経営形態について、色々議論があることは承知していますが、実際、NTT自身も非常に競争が激しい中で、次の時代にどうやって収入を挙げていくのか、まだ確固たるものが見えている段階ではない。ビジネスモデルとして確立したわけではない。色々模索をしている段階であると。NTTもそうですし、他の会社もそうだという段階と認識しているので、やはり、和田社長もそういう発言をしていますが、そちらの方をちゃんとやって行けると、まずはそちらに集中すべきと私としても考えている。

鈴木主査) 吉田課長には色々とお伺いしたいことが一杯あるのですが、時間を使いすぎたので、もう一回別にアレンジしてもらおうことにして、私どもの関心は、今言ったように、NTTが最後のインフラを持っているという問題、インフラに対していくつかの試みはなされましたよね。例えば、電柱から2.5G帯の電波を使おうとか、電力会社が電線でやろうとか色々アイデアが出て、立ち消えしたが、あるいは周波数で空から降ってくる問題も含めて、いわゆるインフラ面の競争という問題も含めてNTTがもう一回、ボトルネックにならないのが心配なので教えてもらいたい。それから、今日は問題だけ言っておきますが、ナンバーポータビリティの問題が議論されているが、どうやっていくのかということ、携帯の場合は、料金決定権が、固定から携帯に電話すると携帯側が決めるということ、このことに何か手を打とうとされているように聞いておりますが、こんな問題も含めて、ADSLならADSLの中での競争関係はかなり活発であって、我々としては今の流れに任せておけば良いと考える問題なのか。いや、この辺に問題があるのではないかと。など議論させてもらいたい。光ファイバについては、設置をどういう主体にどういうふうに行っていくのか、自由に引かせておくのに任せておくのか、あるいは、ある主体が積極的にやっていくのを、バックアップするのが必要なのかとか、こういうADSL、光ファイバの中の問題、ある程度仮想的な問題になるが、光ファイバとADSLとの接点のところ競争上問題が起こらないのか。こんなところを色々ディスカッションさせていただきたいが、これをやっていると、恐らく3時か4時になってしまうので、今日は問題提起だけさせていただきます。

総務省) 非常に簡単に言いますと、ADSLは先ほど申し上げましたように現状で良い。光については、もう少し様子を見てみないといけない。光の設置主体は、基本的に民間事業者が必要に応じてやっていくということである。ただ、一部自治体では、それでは取り残されてしまうので、自治体が主体的に取り組んでいるという事例もある。政府として若干バックアップしていくという例もある。携帯については、番号ポータビリティは2006年に、いつというのは事業者間で今進めていると聞いている。何月というのは私も承知していないのですが、2006年度中に携帯電話の番号ポータビリティは導入する予定。設定権の話はすでに済んだ話。本年4月から、今年は過渡的な年ですが、頭に00XXをまわすと、番号をまわした会社に移るという形で、この4月からやっている。1年間は暫定的な形での扱いですが、来年4月から完全導入の予定、ご承

知のとおり料金は安くなっていますし、来年の4月からはもう少し安くなるのではないかと
思っています。

鈴木主査) それではどうもありがとうございました。非常に重要だと思っ
た問題ですが、重要なものがあれば、改めてということをお願いします。どうも
ありがとうございました。

国土交通省より資料に基づいて説明。

鈴木主査) それでは国土交通省から3点の問題について、ご質問させていただいておりますので、30分で予定したいと思います。最初になるべく手短にご説明いただいて、10分程度でやっていただければと存じます。それではお願いいたします。

鈴木主査) 芯線貸しの方から行きますが、IRUですね。おっしゃったのは、相手が変わってもそれはそれでいいというのを基本とするけれども、ちょっと留保条件を付けましたよね。

国土交通省) はい。

鈴木主査) 100%というのはと首ひねっておられたが、何故100%で首を捻らないといけないのですか。最初作った人が、許可を得てやったと、そしてそれを貸し出しですから、所有権を移すわけではないですよ。それを100%貸す、あるいは100%ではなくて、20%を自分で使って残りの80%を貸す。80%を貸すのは良いけれども、100%は貸すな。そこに何か差があるのですか。

国土交通省) もともと電気通信事業については、道路法の中では、義務占有物件とそれ以外の任意占有物件がございまして、第1種電気通信事業者が自らの用に供するために通信設備を入れるというものについては、義務占有という扱いになっておりまして、占有上の許可も基本的には許可するということになっていきますし、その他、運用面においても、義務占有物件ということに着目した運用、他の占有に比べればより緩和された運用ということが実態としてございますので、貸すということになると、義務占有の要件から外れてくるものですから、100%ないってことですね。根っこがなくなってしまうということになる。対象から外れてしまうので、その部分については、別物ということで、だからといって許可をしないということではないのですけれど、別物ということ認識しておきたいということでございます。

鈴木主査) わかったような、わからないような理論ですね。Aさんが自分でやるときには貸さなければならないという、そういうオブリゲーション(義務)があるわけですね。

国土交通省) 道路法の中にございます。

鈴木主査) それで、Aさんが自分でやりますと言っていたのに、自分でやらなくなったら、しかもBさんに売ってしまったのなら、そしたらBさんが、引き続き所有者だといって許可を受けに来るけれども、貸す場合には何も言ってこない。挨拶が足りんぞということですか。

国土交通省) 挨拶が足りんぞということではなくて、もともと法律は義務占有でやっておいて、例えば、義務占有だけとっておいて、翌月になったら変わってしまったというのでは、あんまりではないですかということでございます。

鈴木主査) わからないでもないけどね。

国土交通省) 義務占有物件については、占有の期間が10年ということになっていまして、一般の占有は5年になっていまして、義務占有以外の者が使うということになりますと、10年貸しておきながら、通常だと5年ということになりますので、義務占有の人間が使っていたものを

全部使ってしまうと、バランスが取れなくなる部分がございます。

鈴木主査) そんなケースはあるのですか。

国土交通省) 現実に全部貸しっというの聞いたことはございませんが、調べたわけじゃありませんが、絶対ないとは言っていないけども、あったとしても稀有な事例でありますので、これについては、許可だせと言ったって規制強化になったというわけではない。

鈴木主査) (芯線貸し業者として) 最初から全部貸すつもりで申し出たときには、これは義務占用の対象にはならないのですか。

国土交通省) なりません。

鈴木主査) ならないのですね。

鈴木主査) 最初から貸すつもりで、しかし、私がやりますよと言ってきて、できたら本来の貸す目的でやってしまうのでは、けしからんということですか。貸す目的でやるのはどうして義務占有にしてやれないのですか。自分でやるのだから良い子だと。貸す人は悪い人だと言えるわけではないので。

国土交通省) もともと、義務占有が任意の問題かというのは、道路について占有をどこまで認めるのか。その中でこういうものについてはなるべく認めましょうと。なるべく認めない中で、こういうものはとにかく認めていきましょうと。第1種電気通信事業者が自らやるものについては、これは大切なことだからやりましょうということで認めている。電気通信事業者がやるというから認めている。

鈴木主査) 第1種電気通信事業者の公使用特権、第1種電気通信事業者の名前が大切だということで出来上がっているシステムだということですね。こういうのは、おおらかに貸してやっていいと、そういうビジネスもあっていいと。そういうおおらかな考え方に変わるわけにはいかないのですか。

国土交通省) それはやはり。

鈴木主査) 酷く悪いことやっているとは思えないのだけれど・・・。

国土交通省) もともと例えば、土地収用なんかでも自ら使うということであれば、電気通信事業者は土地収用の権限持っていますけれど、人様に貸すのだから収用させてくれというのは世の中通らないのでありまして、やはり別物という感じに考えております。

鈴木主査) そうかな。そういうインフラを作る人は、奇人な人というか、なかなかインフラは作りにくいのですよね。そういうものを作る人は推奨されこそすれ、という要素はあるのではないかという感じはするのですがね。10年ぐらい前だったら自分がやるのだったら、自分がやるための施設だから、だから公使用特権者になって、その特権を行使できると。まあ、これは通用したけれども、今はそういうものを一まとめで、個々の通信事業者が作るのは大変だから、

私が運び屋として線路を作って、そして、運び屋で収入を得ると共に、皆さんの便宜を図ってやりましょうというのも、そう動機・世の中のためという目的に照らして、自分で通信する人だけが偉いという問題は特にないような気がするのですがね。

国土交通省) こういうものは許可しないとっているのであれば、おっしゃるとおりかと思えますけれども、私らは許可しないとっているわけではなくて、必要性なり、緊急性なりをチェックする必要があると言っているわけです。道路の場合に、例えば、通信線路を入れるということになると、路上工事を行って入れているわけですよ。いったんそこに入ると、次々と入れさせてくれと、年がら年中入るということはありえないわけで、誰が一番必要としているのか、本当に需要はあるのかということを考えて許可するわけで、いつか使うかもぜんぜんわからないけれども、とりあえず線だけ引いておけという人のために道路工事をする。

鈴木主査) そんなおおらかな投資をする人がいるかどうか。

国土交通省) いないとは思いますが、基本的にはそういうことを見て、ただ一方、入れるときに、この人は自分で使いたいと、そのうち借り手が出てくるかもしれないから入れたいと。当然自分が使いたい人を優先する人を許可せざるを得ませんよね。そういう問題がございますので、絶対許可しないとっているわけではございませんので、全部の芯線を貸すということは認めないとっているわけではございませんので、貸す場合にはきちんと許可を取り直してくださいということをお願いしているだけでございますので。

鈴木主査) わからないわけではないのですが、別途の問題としてハード面のインフラは必ずしも充実しているというわけではないですよ。しかもそれは独占状態にあるわけですね。特に光ファイバといった電気通信線ですね。ということを見ると、もしそういう奇特な人がいるならば、その人は、要するに多様化してくる通信事業者の注文をとって、集約のメリットを持つためにビジネスをやろうという意味があるからね、けしからんと言うのは時代遅れではないかと、むしろ推奨されるのではないかと。許可さえ得ればいいというよりも、公使用特権も与えてあげたらよいではないかと思ってしまうものですから。

国土交通省) そういうお考えもあるかとも思いますが、仮にそういう、一時期話題になりました、いわゆるゼロ種事業者を認めろという議論がありましたけれども、そういう完全に端から、貸すことを目的とした事業者を公益事業者として位置づけるとか、そういう仕組みが出来上がれば、私どもは別にやぶさかではございません。それがないままに言われても、道路法だけ認めろと言うのはちょっと大変です。

鈴木主査) それはわかります。そっち側のほうで整備してきたらいくらでも、ということですね。では、そっちの方で整備してくるかもしれませんから、その節はよろしく。それから、年度末は緩和して、多少集中しても、特に光ファイバについては、優先的な配慮はしておりますということですね。

国土交通省) はい、現実にお断りせずに入れているということです。都心部はほとんど終わってしまいました。

鈴木主査) 田舎だって道路はそう立派ではないのだから、特に年度末の道路の掘り返しは、昔

から有名でしたからね。最近はあまり目立たなくなってきたけれども。

国土交通省) おっしゃるとおりでございますが、都心ほど厳しく規制をかけているわけではないものですから。

鈴木主査) それから、高速道路の架線に芯線を付けると、道路がもたないこともあるのですか。

国土交通省) 阪神淡路だと、鉄板巻いたりしていますけれども、余裕を持って巻いているわけではないので、もちろん耐えられるという設計でやっていますが、ぎりぎり十分という加重でやっているわけですから、そういうものの中には耐えられるものもありますということでございます。

鈴木主査) ケーブルがどの程度の荷重があるか知らないが、それを巻きつけると地震の時に倒れるって。

国土交通省) 震度5の地震でひっくり返るということを言っているわけではなくて、震度7の地震が来たときに耐えられる予定であったものが、耐えられない恐れがあるということで。実際には、申請そのものが、一般論としてこういうことを申し上げているわけで、ここ数年、実際申請がほとんどないのです。申請きたものはほとんど許可しておりまして、現実問題として、言ってみれば審査要件が書いてあるだけであるとお考えいただければ良いと思います。

鈴木主査) 事例はないのですか。

国土交通省) 1件だけです。本四はご要望が多数あるので、それは認めています。本四架橋は、必要性も高いのでご要望いただければ直ぐにやります。

鈴木主査) そのほかの高速道路ではほとんどない。

国土交通省) 道路公団で1件認められた例がございます。申請があがってきたら当然かもしれませんが、事前の相談というの、最近ちょっと確認はしたのですけれども、少なくとも聞かないなあという感じです。本当にゼロかといわれると私もちょっと自信ありませんが。

鈴木主査) 道路公団ができたときに、工事をやってしまったから、追いかけての工事は必要ないという意味ですか。

国土交通省) この辺になるとかなり推測になるけれども、一つは、あの頃は光ファイバを張り巡らすのが非常にはやった。全国的に展開してしまっていて、特にKDDさんから是非光ファイバを引きたいという話がありました。その後、各社とも引かれましたし、KDDはテレウェイと合併してしまいましたが、皆さん、メインのところは光ファイバを持っていると。どちらかというと光ファイバそのものよりも別な形での商売を目指しているの、自ら光ファイバを持つということになっていないものですから。というのが一つと、都市部は既に光ファイバが整備されてしまったということではないかと。あくまで推測なので、ご連絡いただければ、早急に検討したいと。私どもが聞いている限りではあまりご要望がないということでございます。

鈴木主査)わかりました。

IT 担当室からの説明

鈴木主査) この規制改革に関する主な施策というのは、どちらかと言うと、ヒストリーの説明なのか、それとも、こういうところに我々がより深く入っていったらどうだという、お勧め品なのか、どのように読んだら良いのでしょうか。

IT 担当室) 重点計画には全体で 370 施策が盛り込まれておりまして、その中には、予算措置を講じなければならない施策とかあるのですが、私どもの見方で、規制改革に関連しそうな項目はどれなのかということで抽出させて頂いたものです。この部分について、意見交換なり、共通認識を図らせて頂くことにより、より一層推進できるのではないかと考えております。

鈴木主査) わかりました。IT だけでなく、医療の部分でも電子化・情報化ということもやっているのも、もちろん全部網羅しているのかということでは、私も他の部分はわからないところもありますが、医療について言うと、レセプトのオンライン電算化が一番ポイントだという気がする。医療改革の入り口は、正にこれに尽きるという問題で。最近、FD で持ってくるのが増えているようだが、FD で持ってきて、紙で持ってくるのと同じようで、後の処理を考えるとプラスメリットはあるが、ただ紙とどう違うのだということもあります。同じではありませんよ。電子的に後で活用できますから。オンライン化の入り口が、遅々として進まずというところがあります。電子カルテからレセプトはできて、それはオンラインで保険者に対していくべし。このルールは双方で、声を大きくしてやっていきたい問題です。そうすると EBM という医療情報のデータベース化が図られる。医療情報のデータベース化が図られれば、定型的な診療方法というものの、疾病に対する診療方法の定型化ができる。それが出来れば、定額払いが導入できて、出来高払いから逃れられる。こういう関係にあるから、一番ポイントになると思っている。私は、少し荒っぽいですが、オンラインにあらざるもの、つまりペーパーに対しては、読むのは苦勞するから、非常に高いお金をとるなり、究極的にはオンラインでないといけないという位のところまでやれと言っている。そんなことを匂わせた答申をしている。受け付けないとまで書くのは、厚生省は抵抗しましてね。

IT 担当室) ご指摘の問題意識を私どもも持っております。評価専門調査会がございまして、今回の IT 戦略本部は 12 月上旬頃を予定しているが、それまでに医療について評価をして頂く予定です。少し集中的に医療について議論をして頂く予定ですが、色々な問題とも関連していますので、私どもも今の時点で結論をもっているわけではございません。民間有識者の立場から見てどうなのかというご意見を是非お伺いしたいと考えております。厚生労働省も積極的に推進していこうという考え方をお持ちのようです。私どもの重点計画では何年までに何をすべきかということを書いてあります。それについては、順次進めていかなければなりません、より深く踏み込んだ議論がどこまでできるか、更に、検討する必要があると思います。

鈴木主査) IT 本部は目覚ましい活躍をされていて、勉強になり参考になることを推し進めてきたのだけれども、ハード面に対するアプローチは、私も IT 本部と 2002 年だったか、インフラ面の問題についてお付き合いしたことあるのだが、ハードはうまく動いている、世界最速だからとおっしゃっているが、ハード面についての話というのは、ADSL が世界でもっとも安いと言っているが、しかし、それは NTT が持っているハードを、法律によって首根っこを押さえて、使わせる、金額は長期増分費用方式という架空計算でやれと。首根っこを押さえているからできる話なのですね。この首の根っこが押さえきれぬのか。もし押さえきれぬことが起ったと

したら、これほど怖いことはないわけですね。結局、どんなすばらしいコンテンツができて、どういうものが活躍して、どのようにやろうとしても、最後は NTT の電線を使わないことには繋がらないわけですからね。そのつなぎ方に皆さんが入ってくるかと言うと、一応、首の根っこを政府が押えていてくれるから、いいやという形で依存してしまっているのですね。それが続くのか。NTT だっていつまでも、なまじ持ち株会社にしたばかりに、自由を自ら縛ってしまうというかなり愚かなことをやっていますが、今に成り立たないようになってきたら、その愚かさに気づいて飛び出してくることもあるわけですよ。そうすると、今まで何故、首の根っこを押えられたかという、NTT の民営化をやるときに、そういう仕組みにした。基本を言うと、あなた方のインフラは、税金で作ったものではないですかというにある。電力会社にも適用した論理なのですが、ということで済ましたのですよ。でも、いつまでも税金だと言っておれるのかということ。企業責任でやっている今の光ファイバはどうだといって開き直られたときに、でも電気通信事業者で市場支配力のあるものは、あるいはネットワークだからどうして使わせよ、料金の自由設定はまかりならないと言えるのか。ということになってそこが崩れて、NTT が自前で企業責任として作ったものに対する使用に対しては、もう少し、利益のあるものにしてくれと。これは当然のことですよ。投資するからには利益がなければ始まらない話だから。現にそういうことも言っておる。そういう問題は、皆さん安心しているけれども、安心できる問題かという気がして、私は特に、そういうインフラ面をベースにした問題を臨調以来と言って良いくらいやってきたものですら、気になって仕方がないのだが、その辺について本部はどういう認識でおられますか。

IT 担当室) その分野は、鈴木主査がご専門であると認識しております。最近の IT 戦略本部では、競争政策自体については、あまり議論されていないと認識しております。インフラ関係では、セキュリティの問題に関連してインフラ整備の重要性であるとか、ラストワンマイルの問題というよりも、映像情報などが自由に流通するようになるとバックボーンがもたなくなるのではないとか、また、最近、情報家電といった国際競争力のある製品が出てきているが、国際競争力の視点を重視すべきであるといった点などが議論されています

鈴木主査) われわれが今回、NTT の問題を取り上げることに對してどう思うか。特にこの分野は 3 年ほどご無沙汰したので、感覚が掴めない。世の中で見ているのは、孫さんの IP が安くて、大競争が起こって、というだけで見ている。NTT のシェアはどんどん電話では下がってきている。ADSL でも下がってきている。それから携帯でも下がってきている。何ていうことはないじゃないか。といているけれど、収入は結構高い。理由は、インフラを持っているからですよ。という問題で、インフラが今のように檻の中に入ったトラであるうちは、それで良いが、新規投資を自分の責任でやりだしたら、檻の中へ入れておくわけにいかない。そんな論理はないはずだから。その点について、ご意見を伺いたい。

IT 担当室) 個人的な意見ですが、一義的には総務省できちんと対応して頂くべき問題かなと考えています。LRIC とか接続ルールとかやってきているのですが、それをどう評価するのかということかと思えます。インフラがしっかりしているから、その上のアプリケーションやコンテンツが上手くワークするということなので、インフラのところを、しっかりとした政策で推進していかなければいけないという認識は持っています。IT 戦略本部では、2005 年に世界最先端の IT 国家を実現することが、至上命題となっておりますので、目標年を来年に控え、IT の利活用を中心にどう道筋をつけるかが最大の課題ではないかと認識しています。全体を見て、今後どうしていくのかという議論はあると思います。

鈴木主査) 今年のテーマはこれから考えてやっていきますけれども、その過程では色々ご協力いただいたり、教えていただいたりすることもあるかと思いますので、よろしくお願いします。

以上